

**屋島やすらぎ重要事項説明書**  
高松市訪問型サービスA  
(介護予防・日常生活支援総合事業)

当事業所は高松市の指定を受けています。  
(高松市指定 第37A0100565号)

当事業所は、利用者に対して介護保険法その他の関係法令及び高松市訪問型サービスAの要綱の規定に基づき、利用者が可能な限り居宅に於いてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 屋島やすらぎ
- (2) 法人所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
- (3) 電話番号 087-843-9590
- (4) 代表者氏名 代表 猪塚 とも
- (5) 設立年月日 平成15年8月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問型サービスA (A-1)  
平成28年10月1日指定 高松市37A0100565号
- (2) 事業の目的 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 屋島やすらぎ
- (4) 事業所の所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
- (5) 電話番号 087-843-9590
- (6) 管理者 野崎 留美
- (7) 当事業所の運営方針 「いつでもどこでも誰にでも」をモットーとしています。
- (8) 開設年月日 平成28年10月1日
- (9) 事業者(法人)が行っている他の業務

当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。

- |                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| 「指定居宅介護支援事業」「指定訪問介護事業」               | 平成15年8月1日指定  |
| 「指定地域密着型通所介護事業」                      | 平成28年4月1日指定  |
| 「指定障害者福祉サービス事業」<br>(介護予防・日常生活支援総合事業) | 平成18年10月1日指定 |
| 「高松市介護予防訪問介護相当サービス事業」                | 平成30年4月1日指定  |
| 「高松市介護予防通所介護相当サービス事業」                | 平成30年4月1日指定  |
| 「高松市通所型サービスA」                        | 令和1年10月1日指定  |

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域 旧高松市、牟礼町、庵治町

(2) 営業日及び営業時間

営業日時	月曜日～金曜日 9:00～17:15 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く。
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	8:00～18:00 (電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。)

### 4. 職員体制

職 種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	1名		事業所の統括管理、訪問介護員兼務
サービス提供責任者	2名	1名	訪問型サービスA計画の作成(必要に応じて)、調整、訪問介護員兼務
訪問介護員等		25名以上	訪問型サービスA

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、訪問型サービスAとして、利用者の家庭に訪問し、サービスを提供します。

(1) 提供するサービス

利用者が自立で行うことが困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、訪問介護員等による生活援助サービスを提供します。なお、通院等のための乗降車介助(いわゆる介護タクシー)は利用できません。

(2) サービス利用料金

[基本単価]

1回当たり(生活援助60分程度)

週1回まで	220単位/回
週2回まで	220単位/回

※上記合計額に地域区分割合10.21をかけた額が第1号事業支給費の自己負担分となります。

(自己負担分:高松市要綱上の額のうち、各利用者の負担割合に応じた額です。)

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して、要した交通費の実費をいただきます。なお通常の事業実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上は500円を頂きます。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用月分をご指定の金融機関口座(翌月27日)・郵便局口座(翌月20日) <:金融機関が休日の場合は翌営業日>から引落しさせていただくか、郵便振込取扱票によりお支払い下さい。

(5) 利用の中止、変更、追加

◇利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問型サービスAの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

◇利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合は、取消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50%

◇サービス利用の変更・追加の申し込みに対して、訪問介護員等の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員等

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員等の交替

#### ① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員等の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員等の指名はできません。

#### ② 事業所からの訪問介護員等の交替

事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。

訪問介護員等を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

#### ② 訪問型サービスAの実施に関する指示・命令

訪問型サービスAの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問サービスAの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

訪問型サービスA実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合、電話等も使用させていただきます。

## 7. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 (担当者：管理者 野崎留美)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

## 8. 身体的拘束等について

原則としてご利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他傷等危険が及ぶことが考えられる場合には、同意を得た上で、必要最小限の範囲で身体的拘束等を行うことがあります。その場合には、態様及び時間、ご利用者の心身の状況、緊急やむをえない理由等記録し、5年間保存します。また、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを行います。

## 9. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該継続計画に従って必要な措置を講じます。従業者に対し必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

## 10. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 担 当	野崎 留美
電 話	087-843-9590                      F A X   087-841-3853
受付時間	月～金 9:00～17:15
第三者評価は実施していません。	

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

高松市介護保険課	所在地 高松市番町1丁目8番15号
	電 話 087-839-2326                      F A X   087-839-2337
	受付時間 月～金 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2丁目3番2号
	電 話 087-822-7431                      F A X   087-822-6023
	受付時間 月～金 8:30～17:00